

一般社団法人日本水道工業団体連合会会費負担規程

(改正 昭和55. 3. 27 第63回理事会承認)

(改正 昭和61. 3. 18 第83回理事会承認)

(改正 平成5. 4. 15 第101回理事会承認)

第1条 正会員は、本規程の定めるところに従い、入会金および会費を負担しなければならない。

第2条 正会員は、入会と同時に入会金として10万円を納入しなければならない。

第3条 会費はこれを通常と臨時の2種とする。

2 通常会費は、毎年4月に1ヵ年分を納付しなければならない。但し、年度内において半期毎分割納入することができる。

3 臨時会費は、必要の都度理事会の議決により、徴収率、金額、支払期限を定め、会員に通知するものとし、通知を受けた会員は指定の期日までに納入しなければならない。

第4条 正会員のうち会社会員の通常会費負担は「別表1」、団体会員は「別表2」によるものとする。

2 前項以外の会員は年額3万円を下らない範囲で本人の申出た金額を理事会において審議の上決定した額とする。

附 則

年度の途中で入退会の会員は、次の区分により会費を負担しなければならない。

1 負担額は、入(退)会月度を基準として残余(経過)月数に所定会費月額を乗じた金額とする。

但し、団体会員の準備月額については別途算定を行うものとする。

2 期間計算は、入(退)会該当月を1ヶ月と見做し、残余(経過)月数に算入する。

3 退会における経過扱は、既納会費の有効期間を超える期間とする。

(別表2)

団体会員の会費基準表

級 別	年 会 費 額
1	949,900円
2	569,900
3	380,000
4	190,000
5	95,000

注 1. 級別の決定は団体の財政規模、会員数もしくは会員の売上額(水道事業等の資機材の売上額)等を勘案し、理事会が決定する。その決定に異議があるときは当該団体と理事会が協議して決定するものとする。